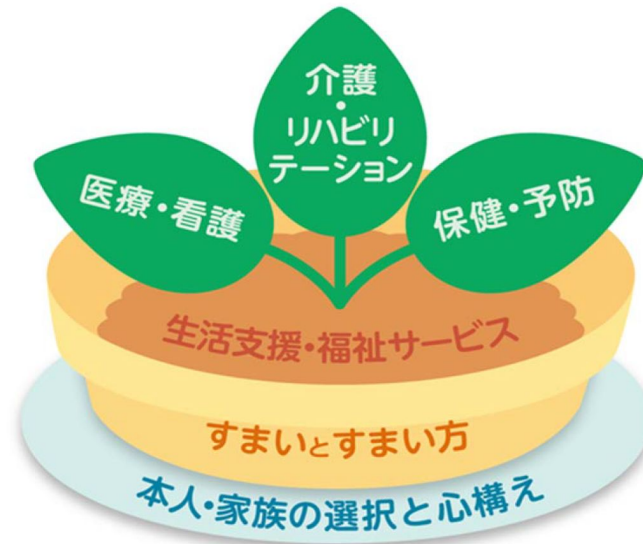


第3回 介護予防と地域支援事業



シンボルマーク（厚労省HPから）
システムを構成する「介護・医療・予防・住まい・生活支援」の5つの要素を表します。

介護予防とは

- 要介護状態になることを、できる限り防ぐ（遅らせる）こと
- 現在すでに要介護状態の場合は、状態がそれ以上悪化しないようにする（改善を図る）こと

【平成18（2006）年の介護保険法改正】

- ①「介護予防」というまったく新しい考え方が導入された
- ②要介護認定に「要支援1」「要支援2」が加えられ、「要介護1～5」と合わせて7段階に（「要支援」はそれまでもあった）
- ③同時に、市町村が行う「地域支援事業」が創設された



- 要介護認定非該当（自立）：地域支援事業（市町村の介護予防事業）
- 要支援1・2：介護保険から予防給付（介護給付とは別の）

地域支援事業の推移

地域支援事業（市町村）が拡大：介護保険による予防給付が縮小

- 平成24年改正：地域支援事業に「介護予防・日常生活支援総合事業」創設
要支援1・2、二次予防事業対象者に介護予防・生活支援

要支援者に対し市町村が訪問型・通所型介護予防サービスなど

- 平成27年改正：介護予防給付の介護予防訪問介護（介護予防ホームヘルプ）
介護予防通所介護（介護予防デイサービス）が「介護予防
・日常生活支援総合事業」（新しい総合事業）に移行

介護予防給付のうち訪問介護・通所介護（利用の50%）が市町村の事業に



【市町村の事業】

- 介護保険の全国一律の介護予防サービスではない
- サービスの基準や主体・利用料などを実情に合わせ市町村が決定
- サービス供給の決定権が市町村にある……

須坂市の地域支援事業の体系（平成28年度から）

【介護予防・日常生活支援総合事業】（新しい総合事業）

- 介護予防・生活支援サービス事業：要支援者
訪問型サービス／通所型サービス／生活支援サービス
介護予防支援事業
- 一般介護予防事業：65歳以上のすべての高齢者
介護予防把握事業／介護予防普及啓発事業
地域介護予防活動支援事業／介護予防評価事業
地域リハビリテーション活動支援事業

【包括的支援事業】

- 地域包括支援センターの運営
介護予防ケアマネジメント／総合相談支援業務／権利擁護業務
ケアマネジメント支援／地域ケア会議の充実
- 在宅医療・介護連携の推進
- 認知症施策の推進
- 生活支援サービスの体制整備

【任意事業】

- 介護給付適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他事業

「須坂市第6期介護保険事業計画」から

地域包括ケアシステムと地域支援事業

地域包括ケアシステムの中心に市町村の地域支援事業



【さまざまな意見・評価・批判】

- 最終的には介護保険財政の枠組みからすべての介護予防サービスが外されるのでは
- 市町村が主体的に介護予防事業を実効性のあるシステムとして構築してゆくにはかなりの年月が
- 将来的に、介護サービスの地域格差・自治体間格差が広がる
- 地域の存続も衰亡も地域の手

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**必要があります。

